

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### デット・エクイティ・スワップの債権者の処理

##### 《内容》

関与先のA社は、B社（A社が発行済株式75%を所有）と親子関係にあります。B社の業績不振により債務超過の状態が続いており、そのため、親会社であるA社が主導して経営再建計画等を策定し、種々の施策を講じているところです。

今回、A社からのB社に対する貸付金1億円をB社に現物出資する、デット・エクイティ・スワップ（DES）を予定しています。この現物出資は、適格現物出資には該当しません。

仮にB社に対する貸付金1億円の時価が9,000万円であるとした場合、DESに伴いB社から新株発行により取得するB社株式の取得価額は、貸付金の時価評価額に相当する9,000万円となるのですか。もし9,000万円であるとすれば、その貸付金の額面金額1億円との差額1,000万円は損失として処理することが認められますか。

### 『答』

A社が取得するB社の株式の取得価額は債権の時価である9,000万円となると考えられます。その貸付金の額面金額1億円との差額1,000万円は譲渡損失として認められます。

#### (解説)

1 経営不振の会社を支援する方法として、債権者がその有する債権を赤字会社に対して現物出資することにより、債権に代えて株式を取得することが行われることがあります。この方法はDES（デッド・エクイティ・スワップ）とも呼ばれています。このDESは、法人税においては、金銭債権の現物出資に当たります。

2 法人税法上、法人が、金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付により取得した有価証券（適格現物出資により取得した場合を除く）については、その有価証券の取得価額はその払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額となります（法令119①二）。

3 したがって、その債権を現物出資することにより株式を取得した場合には、その取得した株式の取得価額は、その取得の時における給付をした債権の価額となります（法基通2-3-14）。つまり、ご質問のケースにおいて、A社が取得するB社の株式の取得価額は債権の時価である9,000万円となる

と考えられます。

4 ただ、DESは業績が悪化した債務会社の再建支援の一環として行われるのが普通です。そのため、DESによる金銭債権の譲渡損失の本質は、債権放棄による貸倒損失と異ならないとみられます。貸倒損失であれば、債務者の資産・負債の状況や経営状態、回収の可能性、債権放棄に至った事情などを厳格に判定して損金算入の可否が決定されます。

そこで、明らかに譲渡損失が生じるDESに応じる理由について、再建計画の内容、DESの必要性などからみて、それが合理的な再建策のひとつであることを説明できるようにしておく必要があります。その再建計画やDESの必要性、DESに応じる理由などに合理性がなければ、寄附金課税の問題が生じてくる可能性があることに留意が必要です。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。